

望ましい服装

～中学生らしい品位を保とう～

服 装	基 本 着	通 学 服	・学校指定の通学服（襟に校章を付ける） ※ベルト（黒や茶単色）やリボン着用 ・ズボン（黒か茶のベルト着用） ・スカート（丈は膝が見えない程度） ・通学服は、通学服組合販売品または準ずる業者販売品とする。 ・ソックスは適度な長さの白い靴下とする。 （ショートソックス、ハイソックス、ワンポイント、ラインは不可） ・シャツの下に着る半袖シャツは、白の無地、丸首であれば可とする。
		体 育 着	・学校指定の体育着で記名をする。（長袖・長ズボン・半袖・短パン） ※体育着（長袖）の下に着る半袖シャツは、白の無地、丸首であれば可とする。 半袖シャツのみを着るときは学校指定のものに限る。 ・半袖シャツの裾をズボンから出さない。（ズボンや短パンの紐を必ず縛る） ・運動しやすい白い靴下（ショートソックスなど）を着用してもよい。 （ワンポイント、ラインは不可）
	夏 季	通 学 服	夏季（6月～9月）※前後1週間は移行期間とする。 ○夏季においては、通学服組合販売品または準ずる業者販売品の半袖シャツ（白）、長袖シャツ（白）を着用する。 ・学校指定のベストを着用してもよい。 ※長袖ブラウスを着用する場合は、リボンを着用すること。
		冬 季	冬季（11月～3月末） ・11月～3月末は、体育着で登下校をする。儀式的な場面では通学服を着用すること。 ※この期間は、学校指定のウインドブレーカーを着用し、登下校してよい。 ・登下校以外ではウインドブレーカー（上）を脱ぐ。（体育の授業を除く） ・防寒のため、学校指定のトレーナーを体育着の下に着てもよい。 （袖や裾から出ないようにすること。） ・防寒のため、半袖シャツの下にアンダーシャツ（機能性下着）を着用する場合は、無地で華美でないもの（黒、紺、白等）で、襟や袖口、裾から見えないようにすること（ハイネック・タートルネック等は外から見えるため不可）。 ・防寒のためのマフラーやネックウォーマー、手袋、帽子、耳当て等は、華美にならず、適切な長さや色を選び、着用してもよい。 ※スカート着用時、防寒のためにベージュまたは黒のストッキング・タイツを着用してもよい。 （冬季以外も可）
頭 髪		○頭髪は中学生らしく、勉強や運動に適したものとする。 ・整髪料は付けないこと。 ・前髪は目にかからないこと。 ・肩にかかる長さになったら、黒、紺、茶系のゴムで耳より下で縛るか編む。 ・髪どめは、細ピン（色は黒か紺）を使う。 ・横縛りなどの変形を加えない。 ○眉は手入れをして細くしない。	
靴		・白一色の運動靴とし、かかるとに記名する。（体育の授業に適したもの） （競技専門のシューズ、スニーカー、ハイカット、脱げやすいタイプは不可） ・防雪・防水・転倒防止のための長靴、ブーツ等を履いてきててもよい。	
上履き		・学校指定のもので、かかるとに記名をする。 ・かかるとを踏んで履かない。	
か ば ん サブバック		・学校指定の鞆を使用したうえで、必要な場合は補助バッグを持ってきててもよい。 ・不必要な飾りは付けない。	

中学生らしい節度ある行動を

～非行防止・安全確保～

学 校 内 で 守 る こ と	○通学服の上着については、校内で脱いでもよい。ただし、裾が出るなどだらしない服装にならないようにする。 ○部活終了後の下校時は生徒玄関を使用せず、活動場所からそのまま下校する。その際、学校指定の体育着で下校してもよい。 ○制汗剤やハンドクリーム等については、「無香料」と明記されているものについては使用してもよい。ただし、制汗剤を使用する際は、体育・部活等の運動の後とし、教室や廊下など人前で公然と使用しない。 ○日焼け止めを使用する場合は、登校前に家庭で塗ってくることを原則とする。塗り直しのために学校で使用する場合は、教室や廊下など人前で公然と使用しない。使用してよいのは「無香料」と明記されているもののみとする。 ○水筒・スクイズボトル等を利用した飲料を持ってきてよい。ただし、夏季は熱中症対策、冬季は風邪予防等の目的を考えたものとする。※部活動では、顧問の許可のもとでスクイズボトル等を使用してよい。 ○休日や長期休業中に登校する場合は、通学服か体育着とする。中体連等の大会の応援もこれに準じる。※卒業式後の3年生も同じとする。 ○職員室に入室するときは、学級、氏名、用件を大きな声で申告する。防寒着は脱ぎ、鞆は持ち込まない。 ○更衣室の利用は、申し出る。着替えの目的で利用し、自分の荷物は置かないこと。 ○体育館の利用は、バスケットボール（フロア出入り口側の半面）、バレーボール（ステージ側の半面）以外の用具は使用しない。ボールを蹴る、至近距離でボールを投げる等の危険な使い方はしない。ステージ、2階、体育器具庫に入らない。 ○ベランダや他教室など、不必要な出入りはしない。 ○2階渡り廊下は、雨天時及び冬期間（12月～3月）は通行禁止とする。 ○教科書や文房具等の生徒間での貸し借りはしない。忘れた場合は職員に報告する。
学 校 外 で 気 を つ け る こ と	○行き先・用件・帰宅時間等を保護者に告げ、許可を受けて外出する。 ○帰宅時刻は遅くとも午後6時とし、外出の服装は中学生としての品位を保つものとする。 ○万引き・飲酒・喫煙・薬物・無免許運転・夜遊びなどの非行行為は絶対にしない。 ○友人宅への友達同士での外泊は禁止する。 ○遊戯場（ボーリング・カラオケボックス・ゲームセンター等）への出入りは、自分の保護者同伴以外は禁止する。（※育成会等の行事で引率責任者がいる場合については、保護者の許可があれば参加してもよい。） ○夜10時以降の外出はしない。夜10時以降の外出は保護者同伴でも警察による補導の対象となる。（群馬県青少年保護育成条例） ○学校外であっても友達とのお金や物の貸し借り・売買は禁止する。 ○生徒による打ち上げ会などは禁止とする。○アルバイトは禁止する。 ○携帯電話（※1）・スマートフォンは本当に必要な道具かどうか考え、「判断力」「自己管理能力（自制心）」「責任能力」等が、まだ十分身につけていない小中学生の段階では、携帯電話（※1）やスマートフォンを持たない・使わない（※2）ようにする。 （※1）キッズケータイは、使用目的や機能制限がしっかりとされていると考えられるので除外する。 （※2）保護者の携帯電話やスマートフォンであっても、持ち歩いたり、使用したりしない。 ○以下のインターネット・ゲーム利用に関する「生徒会ルール」を守る。 ①自分の部屋では、ネットに接続された機器（ゲーム、音楽プレーヤー、パソコンやタブレット等）を使用しない。機器の利用や充電は、家庭で決められた場所で行う。 ②ネットに接続された機器は、フィルタリングサービスを利用し、機能制限（ペアレンタルコントロール）を保護者が必ず設定する。 ③ネットに接続された機器の利用は夜9時までを目安とし、10時以降は保護者が機器を管理する。 ④平日の利用は1時間以内とする。（休日は2時間以内） ⑤友だち同士でのLINE等の通話アプリの利用はしない。ツイッターやFacebook等のSNSを利用したり、個人情報や誰かの悪口をネットに載せたり書き込んだりしない。 ⑥アプリ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録をしない。有料・無料に関わらず、アプリやソフトをダウンロードをする場合には保護者に確認をする。 ⑦知らない人からメールが来たり、問題が起こりそうになったら保護者に必ず報告する。 【群馬県セーフネット標語「おぜのかみさま」と「沼田市 SNS ルール」を基本とする】